

平成25年度 鶴岡市防災会議 議事録

1 開催日時

平成26年3月17日(月)午後2時00分から2時35分

2 開催場所

鶴岡市消防本部5階講堂

3 防災会議委員の出席状況

委員数65名中53名出席(内代理出席7名)

4 配布資料

会議次第

鶴岡市防災会議委員名簿

資料1: 鶴岡市地域防災計画の修正及び鶴岡市水防計画の変更概要

資料2: 鶴岡市地域防災計画(震災・津波対策編、個別災害対策編)修正案

資料3: 鶴岡市地域防災計画(風水害・雪害対策編)修正案

資料4: 鶴岡市水防計画変更案

5 議事

(1) 鶴岡市地域防災計画の修正について

(2) 鶴岡市水防計画の変更について

(3) その他

6 会議内容

委嘱状交付

(事務局(危機管理監))

本日は、年度末のお忙しい中、鶴岡市防災会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、鶴岡市危機管理監の阿部と申します。本日の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。会議の開会に先立ちまして、このたび新たに委員としてお願いいたします、山形県石油協同組合鶴岡支部長の富樫修様、山形新聞社鶴岡支社長の青塚晃様に、榎本市長より委嘱状を交付させていただきたいと存じます。榎本市長よりお願いいたします。

(市長が委嘱状を交付)

開 会

(事務局(危機管理監))

ありがとうございました。それでは、これより鶴岡市防災会議を開催いたします。開催にあ

たりまして、鶴岡市防災会議会長であります榎本市長がご挨拶申し上げます。

会長あいさつ

(会長(市長))

皆さん今日は、やっと春らしくなってきたなと思っております。昨日はいろんな事業があったんですけども、冬は終わったんですけども落雷があったようですので、改めて被害に遭われた方に対してお見舞い申し上げたいと思っております。早いもので東日本大震災から3年経過しておりますが、まだ鶴岡に300人近い避難されている方々がおられます。災害で避難してどのような形で生きていくか分からないのがこの世の常であろうかなと思っております。私もはじめて昨年の7月18日と22日にかつてなかったほどの観測史上はじめての大洪水があったわけですが、その中でもいろいろなお手配をいただいた関係で人的被害がなかったことはよかったと思っております。さて、ただいま2名の方に対して改めて委嘱状を交付させていただきましたけれども、鶴岡市防災会議の皆さまには日頃より各方面にわたりましてお力添えを賜っておりますことを、この場をお借りしまして心より御礼申し上げる次第であります。本日の防災会議は、この消防本部を使って開催させていただき、この消防本部庁舎は、平成23年の3月まさしく東日本大震災があったときの3月26日に完成を見て、それ以来ここで職務を遂行しているところであります。災害があつて鶴岡市の庁舎が使えなくなった場合については、この消防本部のここが災害対策本部になる想定をして造り上げたところであります。免震構造あるいは自家発電設備あるいは井戸水を活用した水槽などを備えた県内でも有数の施設となっているところであります。3.11の東日本大震災におきましても、まだ開署はしておりませんでしたけれども、駐車場につきましては、全国から集まって来る方々の中継所となったという経過もありますので、この後、会議が終わりましたら、もしご覧になってない方がおられましたらご案内をいたしますので、皆さまにご覧いただければ幸せに存するところであります。さて、本日の会議におきましては、地域防災計画の修正案と水防計画の変更案についてお諮りいたします。地域防災計画につきましては、昨年8月に防災会議を開催し大幅な修正を行ったところでありますが、その後、災害対策基本法の改正や国の防災基本計画の改正に加え、土砂災害防止法が改正されておりますので、それらに該当する項目について一部修正を行うものであり、また、水防計画につきましては、現行の計画が平成22年度に策定しており概ね3年を経過しており、また、昨年6月には水防法が改正されましたので、その改正に伴い変更案を取りまとめたところであります。この後、事務局から修正内容の説明をいたさせますので、どうぞ委員の皆さまからはご忌憚のないご意見をいただき、それぞれの計画を充実したものであるとして災害に強い鶴岡市としてのまちづくりを作り上げてまいりたいと思っておりますので、どうぞ今後ともご支援ご指導の程お願い申し上げ、また、このように天気がいいところでありますので、いろいろな用務がございましたでしょうけれども、ご出席賜りましたことに感謝申し上げますご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議事

(事務局(危機管理監))

会議に先立ちまして、ここで、お手元に配布しております資料につきまして確認させていた

だきます。次第の裏面に資料一覧がございますが、会議次第の他に鶴岡市防災会議委員名簿、資料1としまして鶴岡市地域防災計画の修正及び鶴岡市水防計画の変更概要、資料2としまして鶴岡市地域防災計画の震災・津波対策編、個別災害対策編の修正案、資料3としまして鶴岡市地域防災計画の風水害・雪害対策編の修正案、資料4としまして鶴岡市水防計画変更案でございます。ご確認いただきたいと存じます。なお、先の会議開催通知におきまして、送付しております資料を持参いただくようお願いしたところでございますが、送付後に資料の加筆訂正が必要になりましたことから、改めてたゞいまご確認いただきました資料で会議を進行させていただきたいと存じます。それでは、会長であります榎本市長に議長をお願いしたいと存じます。会長よろしくお願い申し上げます。

(議長(市長))

それでは、暫時の間議事を進めさせていただきます。(1)鶴岡市地域防災計画の修正についてと(2)鶴岡市水防計画の変更についてを一括して議題とします。事務局、説明をお願いします。

(事務局(防災安全課主幹))

たいへんご苦労様でございます。鶴岡市市民部防災安全課主幹の阿部でございます。私から、議事、鶴岡市地域防災計画の修正について、鶴岡市水防計画の変更についてを一括してご説明申し上げます。資料1の鶴岡市地域防災計画の修正及び鶴岡市水防計画の変更概要に基づきまして説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。はじめに、1ページをご覧くださいと思います。このたびの防災会議お諮りします地域防災計画の修正につきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づくものであり、水防計画の変更につきましては、本市におきまして水防協議会を設置しておりませんので、水防法第33条の規定に基づきお諮りするものでございます。1目的でございますが、地域防災計画の修正につきましては、昨年8月に修正しましたものを、本年1月の防災基本計画の修正や山形県地域防災計画の修正に基づき一部修正を行い、水防計画の変更につきましては、平成22年度に現行の水防計画を策定してから概ね3年となり、また、昨年6月の水防法の改正などに伴う山形県水防計画の変更などを踏まえ変更するものでございます。2基本的な考え方でございますが、地域防災計画の修正につきましては、災害時に高齢者や障害者の方々の避難支援のため、名簿の作成や作成した名簿の自主防災組織や消防団などの情報共有が市町村に義務化されたことから、その名簿の作成と情報共有に関する項目を追加するとともに、土砂災害防止法の改正に伴い大規模な土砂災害による土砂ダムなどへの対応にあたっての国、県、市の役割分担などにつきまして、山形県地域防災計画に併せ大規模土砂災害対策として新たに項目を追加するものでございます。水防計画の変更につきましては、山形県において現行の水防計画を平成26年度以降の計画とするため変更作業を進めておりますので、その内容を参照のうえ、本市水防計画の全項目にわたり検証を行い変更するものでございます。3修正等の概要についてでございますが、地域防災計画の修正概要につきましては、震災・津波対策編の第9節、次の2ページをご覧くださいと思いますが、風水害・雪害対策編の第10節に規定しております災害時要援護者の安全確保に関する計画に、災害時に災害時要援護者を適切に誘導するため、災害時要援護者名簿の

作成及び更新と、作成した名簿に記載された方の同意を得て、その名簿を消防や警察、自主防災組織などの避難支援にあたる関係機関への名簿の提供、並びに名簿作成にあたって情報の入手方法や情報の漏えいを防止する措置などの留意事項について災害時要援護者支援計画に定めることの三つの項目につきまして追加したところでございます。さらに、風水害・津波対策編の第27節の2としまして、平成23年5月の土砂災害防止法の改正に伴い山形県地域防災計画、風水害対策編、第2編個別災害対策編の第2章大規模土砂災害対策計画に基づき、新たに大規模土砂災害対策として項目を追加し、国及び県の役割としての緊急調査、市への土砂災害緊急情報の通知を定め、市の役割として避難勧告や指示とその実施、避難情報の発令や避難者の誘導と救助について定めたところでございます。地域防災計画の修正概要につきましては以上でございますが、内容の詳細につきましては、資料2と資料3に見え消しとして記載しておりますので、後ほど参照いただければと思います。次に、水防計画の変更概要でございますが、第1章総則におきましては、第2節用語の定義の水防協力団体の定義につきまして、水防活動に協力する団体としてこれまでは特定非営利団体と定義しておりましたが、昨年6月の水防法の改正に伴い、建設会社などの民間企業や大学、自治会などの団体が追加されたところでございます。第3節水防責任等には、水防管理団体である市が行う、河川の巡視、水位の通報、水防団の出動、避難のための立ち退き指示など19項目の内容につきまして追加記載した他、第4節津波における留意事項と、3ページになりますが、第5節安全配慮として津波に関する2項目を新たに追加し、ライフジャケットの直用などによる水防活動にあたる水防団員の安全確保について規定しております。また、平成24年度から国の直轄管理河川である赤川につきましては、増水などにより危険と判断された場合、国から市長に氾濫注意情報が直接伝達されることになっておりますので、その経路を第6節水防機能系統図に追加しております。第2章水防体制の第3節水防隊の構成及び任務分担につきましては、現在の水防隊の構成に併せ、水防隊の名称や水防団員数などにつきまして修正を行っております。第3章水防非常配備計画におきましては、第2節消防団水防団の配備基準に、水防団などの水防活動にあたる場合の基準として、津波に関する注意報や警報、特別警報が発表された場合を追加しております。第4章指定河川及び水防区につきましては、第1節指定河川等に、県知事が水防警報を発する指定河川として三瀬川と倉沢川を追加し、第3節主要河川の水防連絡一覧の赤川、京田川、藤島川の水防区を現行のものに併せて修正しております。第6章通信連絡につきましては、第1節通報経路に、市の災害対策本部と地域災害対策本部との通信手段としまして、平成24年度に配備しました衛星携帯電話を追加し、第2節各種連絡系統図に、先ほど申し上げました赤川の氾濫危険情報を市長へ国から直接伝達する体制となっておりますのでその経路を追加し、県指定河川として水防団待機水位や氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位などの水位を周知する河川としまして、記載しております湯尻川以下13河川の氾濫警戒情報等連絡系統図を新たに追加しております。第7章予報及び警報とその措置につきましては、第1節気象に関する予報及び警報に、気象業務法の改正に伴い昨年8月から運用が開始されました特別警報や津波に関する注意報、警報などを新たに追加し、水防活動の基準となる注意報や警報につきましては、一般の気象予報を基準とすることとし、気象予報に特別警報を追加記載しております。第2節洪水予報では、国や県などが洪水予報を行った場合、避難のための立ち退きの勧告や指示の判断の目安とするための市への通知について追加しております。なお、資料4の31ページの国

土交通省酒田河川国道事務所の所管であります、赤川の熊出観測所と羽黒橋観測所における避難判断水位と氾濫注意水位につきまして、現在、4月からの運用開始に向けて見直し作業を進めているところであり、見直し後の水位につきましては、熊出観測所の避難判断水位が4.2m、氾濫危険水位が4.5m、羽黒橋観測所の避難判断水位が3.9m、氾濫危険水位が4.6mに見直されると伺っており、運用が開始されましたら見直し後の水位を基準として水防活動にあたることとなりますのでよろしくお願い申し上げます。第4節水位情報の通知及び周知につきましては、県が水位情報を発表した場合、洪水予報と同様に避難のための立ち退きの勧告や指示の判断の目安とするための市への通知について追加し、水位周知河川と避難判断水位設定河川として新たに三瀬川、倉沢川を追加し、鼠ヶ関川におけるそれぞれの水位観測所を新たに追加記載しております。第8章水位等の観測につきましては、第2節水位観測の国の水位観測所としまして、赤川の笹目橋の観測所を追加しております。第9章水防活動につきましては、資料に記載されておきませんが第1節巡視及び警戒等に、水防隊などの河川、港湾、海岸堤防などの管理者への水防上危険である場合の連絡などにつきまして追加し、第4節決壊・漏水等の通報及び災害発生時の処理につきましては、水防活動にあたっての、堤防の決壊や漏水、越水や溢水などの異常を発見した場合の施設管理者への通報と、市の災害発生時の応急措置につきまして追加しております。第10章住民の水防活動と河川管理者の協力、関係機関への応援要請につきましては、昨年の水防法の改正に伴い水防活動に対する河川管理者の協力体制に規定されたことから、新たに第2節河川管理者の協力としまして、河川管理者である国や県が、河川に関する水位などの情報提供、重要水防箇所の手同点検、市が行う水防訓練への参加、河川管理者の応急復旧資器材などお貸与、現地情報連絡員の派遣などの、市の水防活動へ協力する6項目を追加しております。第13章浸水想定区域における避難確保のための措置につきましては、第2節避難場所及び災害時要援護者施設につきましては、変更後の計画を計画編と資料編に区分することにより、これまで計画の一部として記載しておりました避難場所や、河川が氾濫した場合の浸水深が50cm以上となります災害時要援護者施設につきまして、改めて資料2後段資料編に記載しております。また、昨年の水防法の改正に伴い、新たに第3節浸水想定区域での円滑かつ迅速な避難確保の措置としまして、災害時要援護者施設や大規模工場などにおける避難に関する計画の作成や自衛消防組織の設置などにつきまして、当該施設の所有者又は管理者の努力義務として新たに追加しております。第15章重要水防箇所につきましては、これまで計画の一部として記載されていたものを、変更後の計画を計画編と資料編に区分したことに伴い資料編として記載するとともに、昨年7月の大雨による県の変更を踏まえ、県管理河川の藤島川、青龍寺川、矢引川における重要水防箇所を追加したところでございます。水防計画の変更概要につきましては以上でございますが、変更内容の詳細につきましては、資料1の各変更項目ごとに資料4変更案の該当するページに記載しておりますので参照いただきたいと思います。地域防災計画の修正及び水防計画の変更に関する説明につきましては以上でございますが、それぞれの内容につきましてよろしくお審議いただき、修正案及び変更案につきましてご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(議長(市長))

それでは、ただいまの説明につきまして、皆さまからご意見ご質問がありましたらお願いし

たいと思います。発言される方は、手を挙げていただければマイクをお持ちしますのでよろしくをお願いします。

(委員(朝日地域駐在員連絡協議会佐藤会長))

朝日の佐藤といいます。提案には何ら異論があるわけございませんが、一点だけ、水防計画の変更の中に倉沢川が出て来るんですが、おそらく朝日地域の倉沢川と思いますが、追加に至った経過を説明いただければと思います。

(議長(市長))

はい、事務局。

(事務局(防災安全課主幹))

先ほど申しました現行の計画が平成22年度に策定したものでございまして、その当時、まだ倉沢川につきましては、県の浸水想定区域となっておりませんのでその資料がなかったところでございますが、その後、新たに倉沢川を県が浸水想定区域の河川として指定してございますので、それによりまして追加したところでございますのでご理解いただきたいと思います。

(議長(市長))

よろしいですか。その他ご質問がありましたら。

(委員(庄内総合支庁渡辺建設部長))

水防計画の4ページで第4節津波における留意事項がございますが、参考資料ですけども、浸水が想定される地区が三瀬から鼠ヶ関までございますが、湯野浜とか由良とかこれに書いていない地区の津波高及び到達時間等はどうなっていますでしょうか。

(議長(市長))

はい、事務局。

(事務局(防災安全課主幹))

山形県におきまして、平成24年3月に津波浸水区域図を公表したところでございます。そこには、湯野浜などすべての地区が入っており記載されておりますけれども、このたび特にこの三瀬から鼠ヶ関の5箇所につきまして参考に記載させていただきましたのは、直接河川にいくらかでも影響がある部分として一部記載させていただいたところでございますのでご理解いただきたいと思います。

(議長(市長))

はい、他にございませんか。

(委員(鶴岡市自治振興会連絡協議会本間会長))

自治振興会連絡協議会の本間です。資料2の震災・津波対策編の 情報伝達、避難誘導體制の整備について質問します。海岸区域や河川区域で生活する住民にとって、最も危惧されておりますのが津波と考えております。この資料に書いておりませんが、ハザードマップによれば想定される北方沖を震源とするマグニチュード8.0の地震について、市の沿岸には7.1から8.8mの津波の第一波がわずか17~22分の範囲で押し寄せるといふ風にされております。テレビやラジオ、防災無線では警報発令まで約3分間時間が必要だと聞いております。そうしますと、実質避難場所まで避難する時間は、わずか14分から19分しかありません。この資料では、報道機関の割り込み放送や防災行政無線、ホームページ等の情報伝達体制を整備し、町内会、自主防災組織、民生児童委員等の協力を得て、災害時には要援護者への迅速な情報伝達を整備するという風にしております。しかし、このわずか14分から19分の時間では自主防災組織等が要援護者への対応はとれないというのが現実の問題と考えております。そのためには、まず要援護者への連絡はあらかじめ決めておき、隣近所の方々に頼らざるを得ないだろうと思っております。何においても庄内沖で震度4以上の大きい地震が来た場合、津波警報発令前でも避難場所にすぐ避難するという体制をとっておくのが大事なという風に思っております。この修正案は修正案として進める一方、ハザードマップに書いてありましたけれども、沿岸の住民あるいは河川域の住民には、庄内沖で震度4以上の大きい地震が起きたら、津波警報発令前であっても避難場所にすぐ避難するというような強力な体制というようなものを進めてほしいというように思って発言させてもらいました、以上です。

(議長(市長))

はい、事務局。

(事務局(防災安全課主幹))

ただ今本間会長さんのおっしゃるとおりだと思っております。平成24年度に津波ハザードマップをそれぞれの沿岸部につきましての地区ごとに策定したところございまして、そのハザードマップを活用しまして、平成25年度にはフォローアップ事業としまして自主防災組織の避難に対する初動のあり方等について地元の皆さま方からご出席いただいております。そういった取り組みを今後とも進めてまいりまして、具体的に今お話しにございました要支援者の支援のあり方につきまして自主防災組織の中でいろいろ検討いただければたいへんありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(議長(市長))

ちょうど1週間ほど前ですか、国の防災会議から各地方自治体の首長は、空振りすることを恐れずに直ちに避難の指示を出しなさいということがありますので、本間会長さんからお話しがありましたように日本海で起きた地震については、私自身そのような形で対応させていただきたいと思っておりますし、そのうえでは各海岸地域に住む自治会なりあるいは住民会なり自主防災組織の皆さんからそういう意識付けをしていただくことが一番大切なことであり、今後その

ような取り組みを進めていきたいと思っております。
その他ございませんか。

(議長(市長))

ないようでありますので、ただいまのご意見ご質問等に基づきまして、修正が必要なところは改めて修正や補足を行ったうえで、ただいまいただいたご意見を反映させながら、冒頭で事務局が説明いたさせていただいた地域防災計画の修正案と水防計画の変更案につきまして、新たな計画として進めていくことに皆さまからご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長(市長))

ありがとうございます。皆さまのご承認をいただきましたので、改めていただいたご意見を反映して計画としてまいりたいと考えております。次に(3)その他でございますが、事務局何かありますか。

(事務局(阿部危機管理監))

ございません。

(議長(市長))

それでは、皆さんからこの機会ですのでは何かありましたらお願いしたいと思います。

ないようでありますので、本日は公私ともにたいへんお忙しいところご出席いただき貴重なご意見をいただきました。今後とも災害のない安全安心なまちづくりに努めてまいりたいと思いますので、有事の際につきましては皆さんと連携を取りながら人的被害のない防災に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともご支援をお願いいたします。貴重な時間ご審議いただきましたことに感謝申し上げ議事を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局(阿部危機管理監))

どうもありがとうございました。それではこれを持ちまして、鶴岡市防災会議を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。なお、この後、消防本部庁舎の施設見学会を行いたいと思います。見学なされる方につきましては、そのままお席でお待ちいただきたいと思います。消防本部の職員が誘導させていただきます。